

400000

## 契 約 書

民事訴訟手続のデジタル化に係るe提出・e記録管理システムの設計・開発及び賃貸借保守（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所と受注者株式会社日立社会情報サービスとは、次の条項並びに別紙仕様書及び入札に際し受注者が提出した提案書（以下「別紙仕様書等」という。）により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、内容等）

第1条 業務の名称、内容及び契約金額は、次のとおりとする。

(1) 名 称 民事訴訟手続のデジタル化に係るe提出・e記録管理システムの設計・開発及び賃貸借保守

(2) 内 容 別紙仕様書等のおり

なお、受注者は、発注者に対し、入札に際して受注者が提出した提案書記載の各提案内容についても、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

(3) 契約金額 金1,616,164,000円

（うち消費税及び地方消費税額 金146,924,000円）

内訳

令和5年度分 金635,800,000円

（うち消費税及び地方消費税額 金57,800,000円）

令和6年度分 金694,320,000円

（うち消費税及び地方消費税額 金63,120,000円）

令和7年度分 金286,044,000円

（うち消費税及び地方消費税額 金26,004,000円）

（成果物の納入期限及び場所）

第2条 成果物の納入期限及び場所は、別紙仕様書のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

（契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請等の禁止）

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務の監督等）

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和5年4月3日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号  
最高裁判所  
支出負担行為担当官  
最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司



受注者 東京都品川区南大井6丁目26番3号  
株式会社日立社会情報サービス  
代表取締役 北 川 高 維

上記代理人 東京都品川区南大井6丁目26番3号  
株式会社日立社会情報サービス  
公共営業第2部 部長

